かわら版 盛岡労働基準監督署からのお知らせ

令和８年11月

No.5　労働災害防止活動及び働き方改革等に係る取組事例の紹介

第５回目の事例紹介は、昭栄建設株式会社様から「現場パトロールの工夫」「熱中症対策」「ラジオ体操・転倒防止対策」「安全大会の実施」「熊回避・撃退対策」「アプリによる労働時間管理」「重機乗車体験」など、幅広く取組事例のご提供をいただきました。建設業以外の業種でも、災害防止対策の参考になる事例ですので、各事業場における取組みにご活用してください。

昭栄建設株式会社





建災防の安全衛生専門員による専門的な安全パトロールや協力会社の年間行事としての安全パトロールなど、**自社の管理者の巡視以外にも安全パトロールを実施**しています。**異なる視点、複数の目で点検することで、新たな「気づき」が見つけられ**ています。



現場だけではなく、**本社事務所でも、毎朝ラジオ体操を実施**しています。体操をすることで、柔軟性の促進・体調整備・転倒予防等、様々な効果があります。

現場事務所の出入口には、現場の状況に応じ、**ゴム製の穴あき防滑マット**(泥落としマット)や**クッション性のあるマット**を設置し、転倒予防対策を講じています。



現場作業に従事する方へ空調服と熱中症対策バンドを貸与しています。熱中症対策バンドは、深部体温を検知し、音・振動・点滅により体温上昇・熱中症リスクを伝えます。

熱中症対策の「カオカラ」は、化粧品会社が開発した装置で、長年培われた顔解析技術により、暑熱環境特有の微細な顔の変化を的確にAIが判断するものです。ＷＢＧＴ（暑さ指数）に対応し、タブレット画面を３秒見るだけでリスク判定を行い、４段階でリスクレベルを表示します。

AI等最新の技術を取り入れ、様々な工夫を凝らしながら、近年の酷暑にも負けない熱中症対策を講じています。

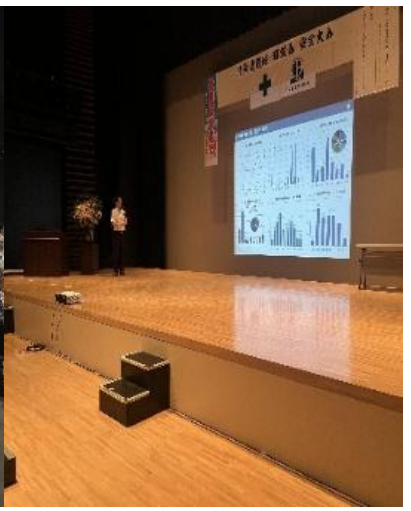




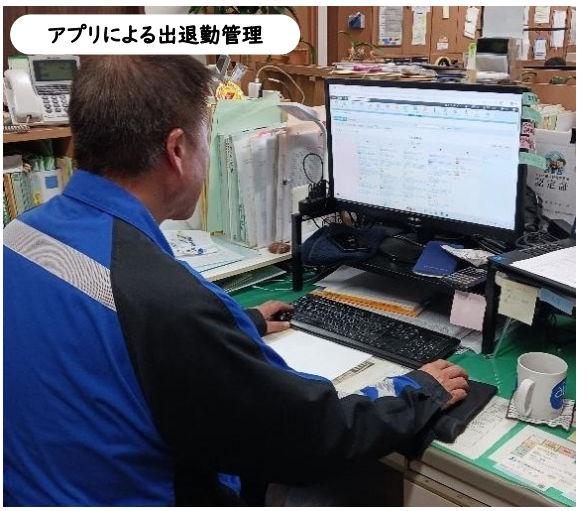


子供たちが重機に乗車体験する取組をしています。
子供たちが喜ぶことはもちろん、**親が現場で働く姿を子供に見てもらう**ことで、働く方の安全意識はより一層高まり、会社としても「労災で家族を悲しませることは絶対にさせない」という想いが強くなります。**「働く方の安全が家族の願い」であることを再認識できる素晴らしい取組**です。
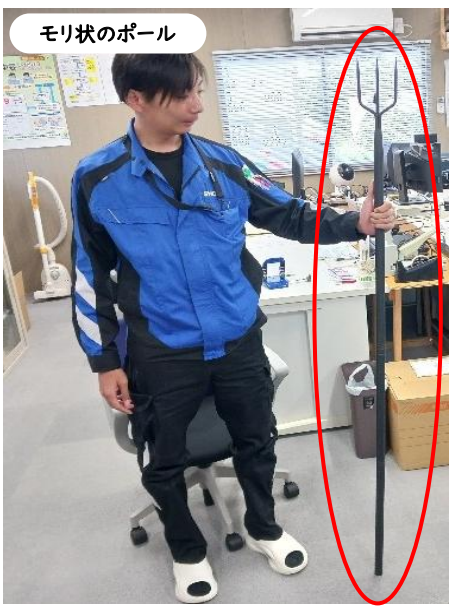




毎年、全国安全週間・準備期間の機会を捉え安全大会を開催しています。
安全大会は多くの協力会社の方が参加します。毎年同じ内容にならないよう、**落語家や体操の外部講師を呼ぶ等、工夫を凝らして、安全意識の高揚に取り組んで**います。



労働時間の状況を把握するため、**パソコンやスマホを使用して、出勤時刻と退勤時刻を記録**しています。スマホアプリを使用すると、現場でも客観的な労働時間の状況を記録することができます。







クマ対策用に**「電子ホイッスル」と「モリ状のクマ撃退用ポール」を備えて**います。
電子ホイッスルは、ポケットサイズで携帯性が良く、110デシベルの大音量が発生するばかりでなく、フラッシュ光でクマを遠ざける製品です。
柄の長いモリ状のポールは、クマとの距離を確保することができる道具です。
クマに遭遇した場合、誰もが焦り、慌ててしまいます。「これだけあれば安心」という物はありませんので「クマ退避用スプレー」だけではなく「電子ホイッスル」や「モリ状のクマ撃退用ポール」など、何重にも準備しておくことが重要です。

緊急要請　11月1日から11月30日まで「死亡労働災害防止強化月間」

盛岡監督署の管内において、令和8年1月から10月まで、５件（前年同期から４件増）の死亡労働災害が発生し、さらに７月以降４か月連続して死亡労働災害が発生する極めて異例かつ深刻な状況となっていることから、**令和８年11月１日から11月30日までを「死亡労働災害防止強化月間」と定め、死亡労働災害撲滅に向けた集中的な取組を実施する**こととしました。

本年発生した死亡労働災害は、林業、建設業、鉱業及び製造業に及んでおり、特定業種に偏ることなく発生しています。また、墜落・転落災害や高年齢労働者に係る災害が多くを占めており、管内事業場全体の安全管理上の課題として受け止める必要があります。

死亡労働災害は、基本的な安全対策の「確実な実施」で防ぐことができます。経営トップ主導で、直ちにリーフレットに示す6つの行動の確実な実施をお願いします。

	業種	発生月	年齢 (経験年数)	事故 の型	起因物	災害発生の概要
1	農林業 (林業)	2月	80歳代 (30年以上)	飛来、落下	立木等	斜面の立木をチェーンソー伐倒する際、当該伐倒木とは別の立木とつる絡みしていたため、当該別の立木が折れて飛来し、被災者の頭部に激突した。
2	建設業 (土木工事業)	7月	60歳代 (1年以上 10年未満)	墜落・転落	トラック	土砂を積んだ３トンダンプトラックで土捨て場の穴（直径約８m、深さ約５m）に向かって後退走行していたところ、走行路（鉄板敷）の端部からダンプトラックとともに転落した。
3	鉱業 (砂利採取業)	8月	70歳代 (1年以上 10年未満)	墜落・転落	掘削用 機械	ドラグ・ショベルにより玉石の採取作業を行っていたところ、掘削した穴（深さ約６m、水深約３m）にドラグ・ショベルとともに転落し、水没した。
4	製造業 (一般機械器具製造業)	9月	70歳代 (30年以上)	墜落・転落	作業床、 歩み板	電気設備の点検作業を行っていた被災者が、配電盤の通路（高さ約１m）の下の地面に倒れていた。療養中であったが死亡した。
5	製造業 (クリーニング業)	10月	40歳代 (10年以上 20年未満)	墜落、転落	その他の 装置等	クリーニング工場において、洗濯物搬送用バッグに洗濯物を詰める作業に従事していた被災者が、洗濯後の物を入れるかごの中で、意識を失い倒れているのを発見された。



【盛岡労働基準監督署長メッセージ】

死亡災害は決して偶然発生するものではなく、その多くは基本的な安全対策の確実な実施によって防止できるものです。今一度、職場に潜む危険を洗い出し、死亡災害を絶対に発生させないという強い決意の下、労働者と家族の幸せを守るため、経営トップ主導による安全衛生活動の総点検をお願いします。

岩手労働局盛岡監督署の専用ページから**リーフレットをダウンロード印刷し、社内掲示板、会社事務所、工場、現場事務所等に広く掲示し、従業員全員に周知**を図るようお願いします。

死亡労働災害防止強化月間リーフレット→

プレスリリース本文、団体要請文→

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare　**岩手労働局・盛岡労働基準監督署**

岩手県最低賃金 ⟶ 12月1日から時間額1,090円



岩手県最低賃金は、改正発行され令和8年12月1日から時間額1,090円となります。

最近の最低賃金に係る違反で多いのは、以下の事例です。

① 月給制の最低賃金の比較をしていない

時給の労働者は最低賃金額と比較し引き上げているが、フルタイムの月給者については、最低賃金額と比較していないことにより、据え置き最低賃金額を下回っている。

② 適用開始日が誤っている

計算期間が21日から翌月20日のように、12月1日をまたぐ場合、計算期間の途中の12月1日から新たな最低賃金で計算をしていない。12月21日から引き上げている。

③ ①に関連して、1か月の平均労働時間で除して比較していない

月給者について、最低賃金の比較はしているが、1か月の平均労働時間ではない少ない月の時間で除して比較している。

月給制の労働者に注意!

詳細パンフレット→

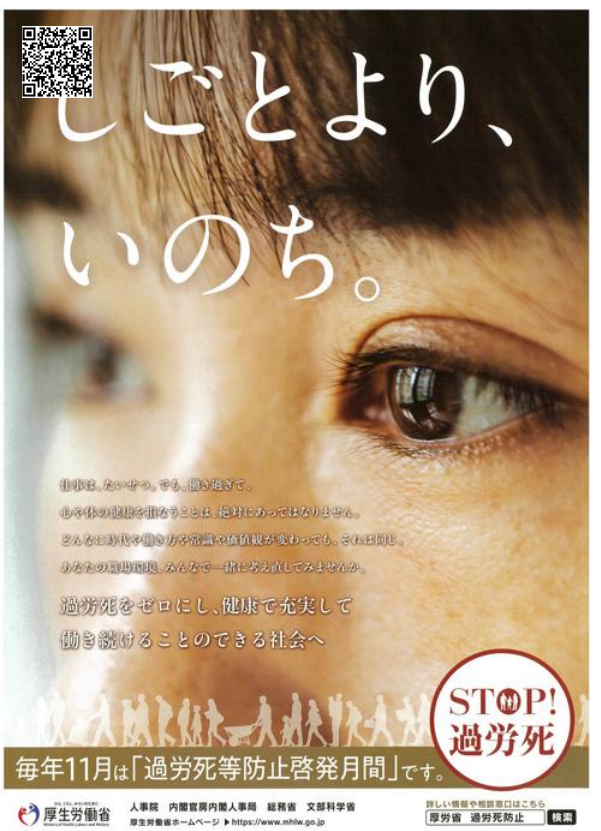
※1日8時間、年間260日労働、月給185,000円で働く労働者の場合

1か月平均労働時間＝260日×8時間÷12か月＝173時間20分

月給185,000円÷173時間20分＝1067.3円＜1,090円 **最賃法違反**となります

月給 **185,000円** でも**違反の可能性有**

11月は「過労死等防止啓発月間」



11月は「過労死等防止啓発月間」です。

仕事はたいせつ。でも、働きすぎて、
心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはなりません。
どんなに時代や働き方や常識や価値観が変わっても、それは同じ。
あなたの職場環境、みんなで一緒に考え直してみませんか。
過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ。

過労死等防止対策推進シンポジウムへの参加、過重労働解消のためのセミナーを受講しましょう。



シンポジウム
11月10日（火）
14:00～
サンセール盛岡

セミナー
11月13日（金）
14:00～
キオクシアアイーナ



厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手労働局・**盛岡労働基準監督署**